

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第177号）

〔硫酸ピッチ保管調査対象者に対する面談記録部分公開決定異議申立事案〕

（答申日 平成21年10月28日）

第一 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第二 異議申立ての経過

- 1 平成20年10月13日、異議申立人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「復命書（平成18年11月2日）の調査対象者に関する平成18年11月2日以降の面談記録もしくは指導記録あるいはその他の関係する行政文書」についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年10月27日、実施機関は、本件請求に対する行政文書として、「立入検査結果（平成19年7月6日対応分）」を特定の上、（1）の部分（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開すると部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、公開しない理由を（2）のとおり付して異議申立人に通知した。
 - （1）公開しないことと決定した部分
 - ア 土地管理者の名称
 - イ 調査結果のうち、関係する個人の氏名及び事業者の名称並びに聴取した内容の記述
 - ウ 聞き取り調査に係る対象者の氏名及び職業
 - （2）公開しない理由
 - ア 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、土地管理者である法人が記載されており、これらを公にすることにより、取引の安全を害する等、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
 - イ 条例第8条第1項第4号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、産業廃棄物の処理に係る関係者に対する任意の聞き取り調査の結果が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後同種の調査において、関係者からの協力が得られにくくなり、事実の確認が困難になるなど、同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
 - ウ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、関係者の氏名などが記載されており、これらは、特定個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

- 3 異議申立人は、平成20年12月16日、本件決定を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に異議申立てを行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件決定によって、異議申立人が行政文書公開請求を行った「復命書（平成18年11月2日）の調査対象者（以下「本件調査対象者」という。）に関する平成18年11月2日以降の面談記録もしくは指導記録あるいはその他の関係する行政文書」に該当する行政文書として部分公開された「立入検査結果（平成19年7月6日対応分）」に記載された聞き取り調査の調査結果のうち、「聴取した内容の記述」が全面的に非公開とされた処分を取り消す旨の決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、多岐にわたっているが、異議申立書、反論書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

1 異議を申し立てる非公開部分と非公開理由について

本件非公開部分のうち、「土地管理者の名称」が条例第8条第1項第1号に該当するとの理由をもって公開されないことに対して異議はない。

本件非公開部分のうち、「聞き取り調査に係る対象者の氏名及び職業」が条例第9条第1号に該当するとの理由をもって公開されないことに対しても異議はない。

しかし、本件非公開部分のうち、「調査結果のうち、関係する個人の氏名及び事業所の名称並びに聴取した内容の記述」における「聴取した内容の記述」（以下「本件係争部分」という。）が条例第8条第1項第4号に該当するとの理由をもって公開されないことに対して異議を申し立てるものである。

2 本件係争部分に記載された情報が条例第8条第1項第4号の非公開事由に該当しないことについて

(1) 条例第8条第1項における「公開しないことができる」の意義について

条例第8条第1項における「公開しないことができる」という規定は、第9条が「公開してはならない」という禁止規定とされていることと比較すれば明らかであるように、「公開しないことができる」が公開することもできるという、実施機関に対して情報公開に関する裁量権を認めた規定であって、実施機関が職務上の判断に基づいて情報公開の可否を決定するという規定である。しかるに本件決定においては、あたかも条例第8条第1項が禁止規定であるかのごとくに、「調査結果のうち、関係する個人の氏名及び事業者の名称並びに聴取した内容の記述」における「聴取した内容の記述」が非公開とされているものであり、これは条例の運用としてはあまりにも硬直的に過ぎ、もはや裁量権の濫用と言うべきであって、著しく不当である。

たとえ本件行政文書が、条例第8条第1項第4号に該当する行政文書であったとしても、「公開しないことができる」との規定に基づいて非公開を決定することと全く同様に、条例第8条

第1項の規定に基づいて実施機関が裁量権において公開を決定することに対しても、何らの条例上の制約は存在しないものと理解することができる。

条例第8条第1項の規定を上記のように理解することについては、『大阪府情報公開条例解釈運用基準（平成20年4月改正版）』（以下「基準」という。）の第8条「公開しないことができる行政文書」の〔趣旨及び解説〕3においても、「本条各項各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書について、公開請求がある場合には、実施機関はこれを公開しないことができるが、これは、実施機関の公開義務を免除するだけであり、進んで非公開義務を課すものではない」と明記されていることから、この点について疑問の余地はないものとする。

さらに、本件については、後述のとおり（2）でいう「おそれ」は認められないので、事実上の公開義務が課せられている点について特筆して指摘する。

また、実施機関の裁量権と公開に対する社会的、公益的要請との関係において、条例第11条第1項では、「第8条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書に同条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政文書の全部又は一部を公開しなければならない。」と規定されていることも、念のために指摘しておく。

（2）条例第8条第1項第4号に規定する「おそれ」が認められないことについて

基準第8条第1項第4号の〔解説〕6において、「本号における『おそれのあるもの』に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、『事務の目的が達成できなくなり』、又は『事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす』程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる」と記されているというのに、本件通知書に記載された「公開しない理由」中の条例第8条第1項第4号に係る部分には、何ら「具体的かつ客観的な」事務の執行に対する支障は示されておらず、「確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある」「おそれ」も明示されていないことから、基準に定められた公開しない理由としての基本的な条件をそもそも満たしていないと考える。

あるいは実施機関は、「今後同種の調査において、関係者からの協力が得られにくくなり、事実の確認が困難になるなど」が、「具体的かつ客観的な」事務の執行に対する支障であり、「確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性のある」「おそれ」であるとして挙げているのかもしれないが、社会通念によって常識的に判断するならば、その「おそれ」はおよそ具体的でも客観的でもない支障を前提とした、確率的な可能性に過ぎず、法的保護に値する蓋然性を有しない「公開しない理由」であることは言うまでもないものと思われる。

さらに、非公開とされた「調査結果のうち、関係する個人の氏名及び事業所の名称並びに聴取した内容の記述」中の「聴取した内容の記述」は、硫酸ピッチが違法に保管されていた現場である倉庫における、残余の産業廃棄物である「ドラム缶に入った溶剤等について」の立入検査に伴う本件調査対象者に対する再聴取の聴取結果であることから、基準第8条第1項第4号の〔運用〕1の「本号に該当する『おそれ』のある情報の主なものについて類型化」された各号においては、（1）「検査、取締り、試験又は監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく助長し、若しくはその発見を著しく困難にするおそれのある情報」が適用されるかどうかを検討されることになるとと思われるが、

本件行政文書における「聴取した内容の記述」を公開することによって「正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく助長し、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ」が生じるとは、社会通念に基づいて常識的に検討するならば、およそ考えにくいことであって、「『おそれ』のある情報」には当たらないと判断すべきである。

関係者による調査対象者の推察や関係者の判明については、硫酸ピッチ違法保管事件に関与した者同士として相互に面識があれば情報公開に関係なく容易であるし（実施機関から関係者に対して聞き取り調査の要請があった時点で、容易に調査対象者のことを推察できただろう）、面識が無いのであれば、個人識別情報が公開されない限り相手を推察することなど殆ど不可能に近く、個人識別情報を除いた「聴取した内容の記述」の公開によって影響されるようなものではない。

個人識別情報を非公開とした上でも、さらにそれ以外の「聴取した内容の記述」から調査対象者が特定されることを心配し、調査対象者が報復を受けることを心配し、実施機関が調査対象者が報復される心配を心配して、その結果事務に支障が出ることを心配するという確率的な可能性を四乗も五乗も積み重ねることの、いったいどこに具体的かつ客観的な明示があるというのか。

「これらの情報を公にすることにより、今後同種の調査において、関係者からの協力が得られにくくなり、事実の確認が困難になるなど」によって、「同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼす」「おそれ」が本件処分における「聴取した内容の記述」を「公開しない理由」として挙げられているのだが、「関係する個人の氏名及び事業所の名称」といった個人識別情報が公開されないのであれば、この「おそれ」は、やはり具体的でも客観的でもなければ、あくまで確率的な可能性に過ぎない、法的保護に値する蓋然性を有しないものであると考えるほかはないのであって、ことに本件行政文書のように悪質な廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反の関係者に対する「聞き取り調査の結果」の場合には、犯罪行為に関係する情報を非公開処分とすることによって、その危険性を社会的に認知するせしめることを妨げることになるのであるから、実施機関内部において事実隠蔽を図るに等しい非公開処分にする方が、よほど「正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく助長し、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ」が増大するものと考えざるを得ないと思われる。

また、基準第8条第1項第4号〔運用〕2においては、「本号該当性については、当該情報を公にすることにより、当該事務又は同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることについて、具体的な事実即して客観的に検討した上で、慎重に判断しなければならない」とされているが、本件決定においては「具体的な事実即して客観的に検討した上で、慎重に判断」した根拠も過程もなんら明示されていないことから、「聴取した内容の記述」の全面的な非公開処分は、著しく不当なものであって、取り消されるべきである。

(3) 当審査会答申第122号が本件係争部分を非公開とする例証とはならないことについて

実施機関が、条例第8条第1項第4号に該当するから非公開が妥当であるとの答申が出された事例として参照している審査会答申第122号は、対象となっている行政文書が、「教員の資質に関する諮問委員会関係文書」すなわち『教員の資質に関する諮問委員会』議事録上記会議に提出された資料H13年からすべて」であって、非公開とされた部分は「教員の資質に関する諮問委員会への諮問に際して教員から提出された意見書及び校長から提出された反

論書」である。あまりにも行政文書の性格が違いすぎるので、本件決定において条例第8条第1項第4号に該当するとして、「調査結果のうち」、「聴取した内容の記述」を全面的に非公開としたことを正当化する例証などとはおよそなりえない。

「教員の資質に関する諮問委員会関係文書」を部分公開決定にすることと、廃棄物処理法違反事件に関係した事案対象者が聞き取り調査に対して回答した内容を非公開処分にとどめて同列に扱われるものなのか、実施機関の主張はおよそ理解しがたいものである。加えて、答申第122号は異議申立てを一部認容している答申である上に、異議が申し立てられた部分公開決定も、「当該教諭は、■■■を退部しようとした女子生徒を説得する際、セクシュアル・ハラスメント発言をし、また■■■には同女子生徒に対し手紙とプレゼントを渡した。」と例示されているように、本件決定よりもはるかに公開されている。答申第122号から判断しても、本件決定がいかに異常なものであって、違法もしくは著しく不当であることがより明瞭になるだけであると思われる。

3 事実解明のための調査の結果も公開が原則であることについて

実施機関は、「一般的に事実解明のために行う調査の場合、調査対象者の氏名やその回答内容の公表を前提とはせず、任意の協力を得て実施するものであり」と主張しているが、「調査対象者の氏名」については個人識別情報として非公開はやむを得ないものとしても、仮にも行政文書であるからには条例に従って情報公開請求の対象となることが前提とされていることは自明にして当然というものである。「事実解明のために行う調査の場合、その回答内容は公表されないものとする」等の規定が条例に存在するわけではないのだから、「一般的に」と一般論にすりかえようとしたところで、その一般性は実施機関の主張する一般性に過ぎず、広く社会に共有されている一般性であることを論証できるはずもないのであって、つまるところ「事実解明のために行う調査」が含まれた行政文書が情報公開請求の対象となった場合であっても、あくまで条例の規定に基づいて、どの部分が公開され、どの部分が非公開とされなければならないかが問題とされるだけである。

4 廃棄物処理法違反事案関係者との信頼関係より住民への情報公開を重視すべきであることについて

実施機関は、「回答内容が公にされると、調査対象者に対する信頼を大きく裏切ることはもとより、今後、公開が前提となれば、同種の事案が発生し、同種の調査をした場合には必要な情報が得られにくくなる」などと本件非公開決定の正当化が図られている。しかし、事案対象者は、廃棄物処理法違反事件に関係して不正に利益を食った者である。このような事案対象者との信頼関係を大切にすることもいいが、それをもって法を尊重する一般市民の信頼を裏切っていない理由にはならないし、ましてや公権力の行使を担う立場でありながら条例の精神と情報公開制度の理念を踏みにじってもいい理由にはまったくならない。

実施機関は、今後回答内容の公開が前提となった場合には、「条例第9条第1号で非公開にしなければならない情報以外の情報を開示する旨の部分公開決定」が、「調査対象者の意識として」、「回答内容から自分が推測され、犯罪者から自分に止まらず家族まで生命や身体へ直接的な報復を受けることや、犯罪者以外でも利害関係人からの不当な侵害又は面倒な事態を招き、財産や競争上の地位、生活状況を損ねることなどを懸念すること」を考えさせてしまい、その結果「実施機関は、協力及び必要な情報を得られず、これらの事務の適切な執行に著しい支障を及ぼすことになる」から、条例第8条第1項第4号の要件に該当すると主張しているが、そ

れはまったくの詭弁というものであって、実施機関が条例の趣旨を理解せず情報公開制度の理念を軽視していることに起因した筋違いの主張である。

また、条例第9条第1号によって非公開とされる個人識別情報以外の情報を開示する旨の部分公開決定をするならば、「調査対象者の意識として、回答内容から自分が推測され」などとの主張は、推測されない程度に非公開部分を十分に検討して部分公開しようという努力をしようともせずに、頭から全面的に非公開にしておきながら、何を白々しいことを言っているのかと反論せざるをえないものである。ここまで露骨な事実上の全面的非公開決定にも等しい本件決定は、もはや実施機関が同一人物によって長期間連続して実行された産業廃棄物不適正処理事件を長年にわたって放置していた責任を追求されることを免れるための、事実隠蔽を第一の目的とした措置であるとしか受け取りようもないものである。

そもそも行政文書が情報公開されることによって事案対象者あるいはその家族に対して報復の可能性があるから、部分公開とはいうものの、個人識別情報のみならず、「聴取した内容の記述」が全面的に非公開とされるなどは、そんな詭弁が認められるならば、あらゆる複数犯はその証言によって報復の可能性があるのもであって、刑事事件の取調べにおいて報復の可能性があるから共犯については供述しなくていいとか、刑事裁判において刑事被告人が共犯について証言する際には報復の可能性があるから傍聴を禁止して非公開にしなければならないとか、そんな論理が社会通念上正当化されるはずがないように、それは法治国家において法の統治が実現されるために個々の国民に対してなされる当然の要請なのであって、実際マスメディアにおいても容疑者の誰それは「共犯者の誰それが犯行を主導した」と証言しているなどと、普通に報じられていることである。報復云々については、被害者側に対して加害者側からなされるそれについて配慮されるというのであればまったくもっともなことであるが、実施機関においてはそれが法に触れた疑いの強い本件調査対象者と同じく被疑者とも言うべきその関係者間の報復にまで拡大解釈されている。

さらには、「犯罪者以外でも利害関係人からの不当な侵害又は面倒な事態を招き」に関しては、利害関係人すなわち基本的には被害者の立場にある者（行政法でいう廃棄物処理法違反事件の場合には、実質的に被害者であっても法制度的には被害者とされず利害関係人とされる）からの犯罪者側に対する正当な求償を、「不当な侵害又は面倒な事態」などと、実施機関が犯罪者側の主観と同化していることを明言するに至っては、完全に誤った論理の飛躍である以上に、実施機関が犯罪者側の利益を擁護しているに等しく、何らの正当性も持ち合わせていない主張である。実施機関がどうしてここまで犯罪者側の視点に立って「不当な侵害」とか「面倒な事態」とか、ためらいもなく犯罪者を代弁するかのような言明を繰り返しているのか全く理解に苦しむものがある。この一連の産業廃棄物不適正処理事件が多数の利害関係人に対して甚大な被害をもたらしたことに關しては、実施機関が犯罪者側と共通の利害関係の上に立っていることを、自白しているに等しい。

情報公開の問題など無かったとしても、実施機関が監督官庁の職務として調査対象者の供述に基づいて次々に関係者に遡って調査していくならば、関係者の心理において「あいつが喋ったんだろう」との推測が発生することは、あらゆる捜査、検査、調査の局面で当たり前が発生する現象であって、調査対象者が何らかの供述を行ない、ことに関係者を名指しまでするに至っては、その時点において既にその関係者に調査の手が伸びて調査対象者が喋ったことが相手に分かるかもしれないこと程度は考慮して、報復等の可能性くらいは織り込み済みの上で調査

に応じているはずである。何よりも実施機関の主張が根本的に成り立ちえないのは、調査対象者が報復されることをそんなに心配しているのであれば、任意の聞き取り調査を拒否するなり黙秘するなりすればいいわけであって、この点においても論理的に完全に破綻していると言わざるをえない。また、調査対象者が報復されることを実施機関がそこまで心配するのであれば、調査対象者の供述に基づいてさらに関係者に遡って、追及することなど到底できなくなるわけで、そんな心配をしていることを公言すること自体が、実施機関が監督官庁としての職務の放棄を宣言しているに等しいことを自覚するべきである。

5 本件係争部分に記録された情報を公開することの公益性について

本件行政文書は、大阪府警によって摘発された硫酸ピッチ違法保管事件において、硫酸ピッチの違法保管その他の廃棄物処理法違反及び詐欺罪、窃盗罪により実刑判決を受けて現在服役中の者（以下「行為者」という。）によって硫酸ピッチの仲介者であるとして申立てられ、また「復命書（平成18年11月2日作成）において硫酸ピッチ違法保管事件に関係したことを自ら認めて、他の関係者等について詳細な証言を行っている本件調査対象者に対して、実施機関によって行われた二度目の聞き取り調査の結果を記載したものである。

硫酸ピッチは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下、「廃棄物処理法施行令」という。）第15条に規定された指定有害廃棄物であり、生活環境の保全上の支障となる有害物質として行政代執行によって公費による除去等の措置がとられることもあるほどの有害物質であるとともに、そもそも不正軽油（不正軽油がしばしば暴力団の資金源となっていることから、調査対象者が暴力団と関係している可能性を考えると、実施機関と暴力団との癒着の危険性さえ孕んでいることを警告する。）の製造という地方税法違反の犯罪行為の副産物として発生するためにそれ自体が地方税法違反事件の物的証拠となる廃棄物である。

現に本件行政文書の現場となっている岸和田市〇〇所在の貸倉庫においても、平成18年9月末から10月初旬にかけて大阪府が公費を投じた行政代執行によって硫酸ピッチの撤去作業が行われている。本件調査対象者が、これら一連の犯罪行為に加担した疑いが濃厚であることは、「復命書（平成18年11月2日作成）」において部分公開された僅かな箇所からも容易に推察されることである。

このように本件行政文書は、硫酸ピッチ違法保管事件という生活環境の保全上の支障となる有害物質を違法に扱った悪質な環境犯罪に関係した本件調査対象者に対して、実施機関が硫酸ピッチ以外の産業廃棄物についての聞き取り調査を行った聴取結果であって、極めて違法性の高い産業廃棄物の不適正処理に関する情報が記載された行政文書である。

このような悪質な環境犯罪に関連した行政文書の場合は、「知る権利」が最大限に優先されてしかるべきであるにもかかわらず、「聴取した内容の記述」を全面的に非公開にする方向性で裁量権を最大限に行使するなどという本件決定は、およそ条例の趣旨から逸脱した不当な判断であると判断せざるをえない。

条例前文においても、「情報の公開は、府民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものである。府が保有する情報は、本来府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立つべきものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることが求められている。このような精神のもとに、府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかに

し、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより、『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与するため、この条例を制定する」と記されているというのに、「府民の生活と人権」にとっても「豊かな地域社会の形成」にとっても明らかな脅威以外の何物でもない反社会的行為、悪質な環境犯罪であって、軽油取引税を脱税した上に、さらにその撤去においても多額の公費を支出せしめる硫酸ピッチ違法保管事件に関連した一連の産業廃棄物不適正処理事件の具体的な経緯について知るために必要不可欠である本件行政文書の「聴取した内容の記述」を、全面的に非公開とするという方向性で裁量権を最大限に行使するなどとは、条例の精神を全く踏みにじった不当極まる決定である。

本件行政文書のような「府民の生活と人権」と「豊かな地域社会の形成」にとっ取りわけ脅威となるような環境犯罪、ましてや公費まで投入するような事態に陥った事件に係る情報は、「これを共有すること」に対する要請が、通常の行政文書の場合よりもことさらに切実なものであるはずであって、従って通常の行政文書よりもさらに積極的に情報を公開するという方向性で裁量権を行使することが社会通念に基づいた常識的な行政判断というものであるはずである。

公共的な観点からの公開に対する要請が非常に強い本件行政文書のような場合には、通常の行政文書よりもさらに公開性を高める方向で実施機関の裁量権を行使することが当然であり、条例第11条第1項の義務規定さえ設けられている。

6 本件廃棄物処理法違反事案に関する情報の公開に対する実施機関の姿勢について

実施機関は「当該倉庫に関しては、本件事案をはじめ、過去に保管されていた硫酸ピッチ（行政代執行により撤去済）も含めて、指導・取締りの事務は終わっておらず、調査は継続すること等から、蓋然性は極めて高い」としているが、実施機関がやみくもに支障の発生を主張しているところの、本件行政文書の「聴取した内容の記述」を個人識別情報を非公開とする以外は原則的に公開とすることよりも、実施機関がまともに監督官庁としての職責を果たさないことの方が、よほど指導・取締りの事務と調査の継続に対して支障があるというものである。

本件行政文書が作成される根拠となった硫酸ピッチの違法受託、違法委託の被疑者である本件調査対象者の証言が記載された復命書は、平成18年11月2日作成のものであって、既に2年以上も以前の聞き取り調査の記録であるが、実施機関が「指導・取締りの事務は終わっておらず調査は継続する」と弁明しているわりには、この2年以上もの期間に異議申立人の父所有の倉庫においても岸和田市〇〇所在倉庫においても、残余の産業廃棄物に関して廃棄物処理法に基づいた関係者に対する遡及撤去に一步の進展も無いどころか、監督官庁の職務放棄から多大の被害を被った倉庫所有者（〇〇所在倉庫においては管理者）の費用負担によって撤去させることばかりを画策し、あるいは現在服役中の受刑者である行為者の出所を待って聞き取り調査を実施する（仮釈放の可能性を含めても平成24年以降になると推測される）などというような、公金から俸給を支給されながら公然たる職務放棄を恬として恥じようもしない厚顔無恥ぶりである。

そもそも、「復命書（平成18年11月2日作成）」における「聴取した内容の記述」が全面的に非公開処分とされた根拠として、実施機関が調査は継続中であると主張したことから、その主張が正当なものであるかどうかを検証するために本件行政文書が情報公開請求されたというのに、その本件行政文書においても、「聴取した内容の記述」が全面的に非公開とされたのでは、調査が継続されているのかどうかの検証も不可能となって、継続などせずに職務放棄に徹していたとしても、それを検証することを実施機関が自ら手を下して妨害しているということ

になる。本件のように情報公開請求が実施機関の職務怠慢、職務放棄を検証する要素も持ち合わせている場合には、このように犯罪者が裁判官を兼ねていると同様の弊害が如実に現われるということであるのだろう。

実施機関は、調査対象者が僅かばかりの情報公開によっても「真実を明らかにしなくなる」などと主張しているのだが、「復命書（平成18年11月2日作成）」から既に2年以上も経っているというのに、未だに調査対象者に「真実」を明らかにさせられていない実施機関の職務怠慢、職務放棄こそが根本的に問題なのである。

異議申立人による情報公開請求の結果、実施機関は本件調査対象者に対して、「復命書（平成18年11月2日作成）」及び「立入検査結果（平成19年7月6日対応分）」と、これまでにたった2回の聞き取り調査しか実施していないことが判明したわけであるが、この事実から判断するならば、実施機関においては、調査対象者の「心配」などには関わり無く、実のところは「真実」を明らかにしようなどという意欲はさして持ち合わせていないものように思われる。

実施機関は、「聞き取り調査においては、如何にして調査対象者から真実を語ってもらうかが絶対条件である」などと主張しているが、それでは調査対象者に真実を語ってもらって、それからどうするというのだろうか。まさか真実を語ってもらっただけで、廃棄物処理法に基づいた原因者に対する責任追及を一切行なわないというつもりなのだろうか。廃棄物処理法に規定された監督官庁としての実施機関の責務は、調査対象者に真実を語ってもらうことではなしに、産業廃棄物不適正処理の原因者の責任を追及して産業廃棄物を適正に処理させることである。真実を語ってもらうためには責任の追及が犠牲になっても仕方が無いというような実施機関の態度は、完全に監督官庁としての職責放棄である。調査対象者に真実を語ってもらうのではなく、実施機関が監督官庁としての職責において調査対象者に真実を語らしめて、産業廃棄物不適正処理の原因者を特定して適正に処理させることが、監督官庁としての実施機関の責務なのであるから、法をないがしろにした心得違いは改めてもらいたいものである。

廃棄物処理法に定められた監督官庁としての責務を放棄した実施機関が、その上に情報公開制度まで犯罪者側（及び自らの怠慢の隠蔽）に都合よく運用している。実施機関がこのような態度だから、大阪府はさまざまな犯罪発生件数で全国ワースト1となるような汚名を被ることになってしまうのだ。実施機関の管轄域内において、同一人物によって判明しているだけでも5件もの連続産業廃棄物不適正処理事件を引き起こされたのも、実施機関のそのような犯罪者側に擦り寄った態度に起因することは論じるまでも無いだろう。異議申立人が実施機関以外に行為者による産業廃棄物不適正処理事件の情報公開を申請した神戸市と奈良県においては、行為者による産業廃棄物不適正処理事件はそれぞれ1件ずつであって、情報公開に関しても、両地方自治体が産業廃棄物不適正処理事件の関係者に対して実施機関と比較して遥かに厳しい態度で臨んでいることを鑑みても、実施機関の犯罪者擁護はまことに目に余るものがあると言うしかない。

さらに、実施機関は、異議申立人が別途請求した情報公開請求において、硫酸ピッチに係る書類の中に記載された本件調査対象者の氏名等を公開しているのに、その人物に対する聞き取り調査の内容を非公開としている。また、その情報公開請求で部分公開された書類には、クリーニングの塩素系溶剤の不適正処理に対する指導に係るものがあるが、ここでは行為者の社名、代表者名やある程度の内容が公開されているのに、より悪質な硫酸ピッチについてはそのブローカーで

ある本件調査対象者からの聞き取り内容が非公開としている。このように、実施機関の情報公開に係る基準は、ダブルスタンダードが甚だしい。

7 その他の主張

廃棄物処理法では、排出事業者原則に立って、基本的に不適切な処理がなされた廃棄物は排出事業者が撤去するのが原則であるが、実施機関は大阪府循環型社会形成推進条例（以下「循環条例」という。）を制定し、土地所有者に責任を課している。実施機関は、原因者である事業者への対応には負担がかかるが、廃棄物を放置すればマスコミから非難されるという状況のもとで、土地所有者に責任を負わそうとしてるように思われる。これでは、犯罪者に産業廃棄物を詰め込まれた土地所有者はたまったものではなく、不適正処理を助長し、監督機関としての実施機関の責任を放棄するものであり、果たして合法的といえるのか疑問である。

実施機関の情報公開への対応は、こうした対応を正当化するものであり、被害者には情報を公開せず、情報を独占しコントロールしようとするもののように思われる。

事業者が、すぐに対応する資金がないとの理由で、自ら放置した産業廃棄物の撤去を事業者のペースでゆっくりと撤去し、その結果異議申立人は、損害を蒙ったが、このときも必要な情報を異議申立人には提供しなかった。情報公開は誰にでも公開するものであるというが、まず被害者に対して情報を公開すべきである。

8 結論

以上に論証した通り、本件処分は実施機関が条例第8条第1項第4号を恣意的に曲解し、若しくは拡大解釈し、基準における条例第8条第1項第4号の〔解説〕6を十分に理解できていない、または理解しようとしないうちに起因する、もはや実施機関の裁量権をもってしても正当化しえないほどに、違法もしくは著しく不当なものである。さらには、暴力団その他の反社会的勢力からの威迫に実施機関が萎縮、あるいは発生するかもしれない「面倒な事態」に予防的に反応したあげくの対応である可能性さえ指摘できる。

実施機関の主張は、調査対象者が自由意思に基づいて任意の聞き取り調査に対して回答しているという前提が存在しているにもかかわらず、個人識別情報以外の回答内容が公開されると、関係者によって調査対象者が推測される「かもしれない」と「心配」した調査対象者が、報復をおそれる「かもしれない」ことによって、実施機関の事務に支障が出る「かもしれない」などというような、極めて根拠の薄弱な推測を積み重ねることに立脚した、いわゆる砂上の楼閣に類するものである。それは実質的には、実施機関が公開しないと判断したからには理由の如何を問わずに妥当なのであり、行政の裁量権とは本質的にそういうものなのだから当然のこととして受け入れてもらわなければ困ると主張しているのも同然である。そこには、旧態依然たる「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」的な発想がうかがえるものであって、およそ条例と情報公開制度が存在する意義を軽視していると思えない。

また微力な一般市民に対しては、そのような独善的かつ高圧的な態度で臨んでおきながら、他方では、違法行為によって不正な利益を貪った、暴力団との繋がりが想像できる調査対象者に対しては異常なまでに気を配り、監督官庁でありながら本来ならば厳しく取り締まってしかるべき廃棄物処理法違反事件の被疑者を目前にして、卑屈なまでに御機嫌伺いをしているのか、ごとき本末転倒ぶりであって、実施機関はそこまで犯罪勢力の機嫌を損ねるのが恐ろしいのか、それとも調査対象者の保護を言訳にして行政における秘密主義を既得権として手放したくない

のか、あるいはその両方ともが理由であるのか、いずれにせよ本件決定が認められるならば、行政の透明性も検証可能性も成り立ちえず、行政による不作為も不正行為も追及されえないことになる。本件処分は、情報公開制度それ自体を有名無実化するにも等しい暴挙であって、違法若しくは著しく不当な決定であることは明らかであるから、本件行政文書である「立入検査結果（平成19年7月6日対応分）」に記載された「聴取した内容の記述」については、個人識別情報以外は原則的に公開されるべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 聞き取り調査に至る経緯等について

平成16年頃から岸和田市〇〇にある倉庫をはじめとする2箇所の倉庫に、硫酸ピッチ等の廃棄物を保管していた事案（以下「当初事案」という。）に関して、ドラム缶に入った溶剤等の搬入の経緯（以下「本件事案」という。）を確認するため、当初事案で聞き取り調査し、本件事案にも関係のあるとされる人物である本件調査対象者に対して、平成19年7月に聞き取り調査（以下「本件調査」という。）を実施した。

2 本件行政文書の基本的性格及び記載されていた内容等について

（1）「立入検査結果」の基本的性格について

「立入検査結果」は、廃棄物処理法第19条第1項の規定に基づいて、職員が立入検査を実施し、その結果を記載するものであるとともに、当該用務に係る復命的な性格も有している。

なお、「立入検査結果」という行政文書は、必ずしも法に基づく立入検査の結果を記載するものだけではなく、電話でのやりとりや事実確認して聞き取った内容を記載する場合に用いる場合もある。

（2）「立入検査結果」に記載されていた内容等について

今回の部分公開対象となった「立入検査結果」については、本件事案の概要をはじめ、本件事案に関係のあったとされる人物の氏名や業者の名称、その流れ等、本件調査対象者から聴取した内容を記載したものもある。

3 本件非公開部分の妥当性について

（1）本件行政文書の公開について

本件行政文書は、前記2のとおり、本件事案の概要をはじめとして、本件調査を実施した職員がその結果を記載したものであり、本件調査対象者から得た情報が詳細に記載されている。

本件行政文書の公開について、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」（条例第9条第1号に該当）、「公にすることにより、取引の安全を害する等、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」（条例第8条第1項第1号）及び「公にすることにより、今後同種の調査において、関係者からの協力が得られ

にくくなり、事実の確認が困難になるなど、同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報」(条例第8条第1項第4号に該当)が含まれたものであるとして、「立入検査結果」を部分公開としたものである。

(2) 条例第9条第1号該当性について

本号に該当する部分を非公開としたことについては、異議申立てがないので割愛する。

(3) 条例第8条第1項第1号該当性について

本号に該当する部分を非公開としたことについては、異議申立てがないので割愛する。

(4) 条例第8条第1項第4号該当性について

ア 本号は、

(ア) 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業管理等の事務に関する情報であつて、

(イ) 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものが記録された行政文書については、公開しないことができると規定している。

そして、上記(ア)に列挙された事務は例示であり、これらに類する事務に関する情報についても、(イ)の要件を満たす場合には、公開しないことができるものである。(大阪府情報公開審査会答申第122号参照)

また、(イ)の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとは、公開することにより、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなるおそれがあるものなどをいうものである。(同答申参照)

これを、本件行政文書に記録されている情報について検討する。

イ ア(ア)の要件について

本件行政文書である「立入検査結果」については、前記2(2)にあるように、本件調査対象者に対し本件事案の事実を明らかにするために本件調査を実施し、本件事案に関係のあったとされる人物の氏名や業者の名称、その流れ等、実施機関が産業廃棄物の不適正な処理の指導・取締り等の事務を実施していくために情報収集した結果を記載したものである。このことから、ア(ア)の要件に該当する。

ウ ア(イ)の要件について

本件行政文書の「立入検査結果」に記載された内容については、前記イにもあるように、本件調査対象者から本件事案の事実を明らかにするために本件調査を実施し、本件事案に関係のあったとされる人物の氏名や業者の名称、その流れ等、本件調査対象者から聴取した内容が記載されている。

これは、一般的に事実解明のために行う調査の場合、調査対象者の氏名やその回答内容の公表を前提とはせず、任意の協力を得て実施するものであり、その回答内容が公にされると、調査対象者に対する信頼を大きく裏切ることはもとより、今後、公開が前提となれば、同種の事案が発生し、同種の調査をした場合には、必要な情報が得られにくくなる。例えば、調査対象者から得た情報を基にして法令違反により検挙者が出た事例において、当該情報について条例に基づき公開請求がなされた場合に、調査対象者の氏名など条例第9条第1号で非公開にしなければならない情報以外の情報を開示する旨の部分公開決定を

することになれば、調査対象者の意識として、回答内容から自分が推測され、犯罪者から自分に止まらず家族まで生命や身体へ直接的な報復を受けることや、犯罪者以外でも利害関係人からの不当な侵害又は面倒な事態を招き、財産や競争上の地位、生活状況を損ねることなどを懸念することが考えられる。その結果、実施機関は、協力及び必要な情報を得られず、事務の目的が達成できなくなり、これらの事務の適切な執行に著しい支障をおよぼすことになる。このことから、ア（イ）の要件に該当する。

(5) 異議申立人が本件調査で聴取した内容の記述の公開を求めていることについて

異議申立人が本件調査で聴取した内容の記述に係る非公開処分が、違法もしくは著しく不当なものであると主張している。その主張の理由については、①条例第8条第1項を公開の禁止規定であるかのごとく解釈し、「聴取した内容の記述」が全面的に非公開とされていることが著しく不当である、②条例第8条第1項第4号の規定にある「おそれ」の具体的かつ客観的な明示がなく、確率的な可能性に過ぎず、法的保護に値する蓋然性を有しないことが不当である、③極めて違法性の高い産業廃棄物の保管に関する情報である「聴取した内容の記述」を、「知る権利」に優先して非公開処分とされたことが正当な理由とは考えられない、というおおよそ3点に集約されると解しており、その3点に対する実施機関としての反論は以下のとおりである。

ア ①に対する実施機関の考えについて

「聴取した内容の記述」を非公開とした理由は、「公にすることにより、今後同種の調査において、関係者からの協力が得られにくくなる」というものである。これは、調査で聴取した内容のうち条例第9条第1号により氏名等の公開できない情報のみを非公開にしたとしても、それ以外を公開すれば、聴取した内容から調査対象者である関係者のことを知り得る可能性は高く、特に調査が必要な事案に関わる人物であれば、その内容から関係者が推測されるからである。そうすると、関係者は自分の証言により検挙者等から報復等の危害を加えられると考え、必要な情報を得られなくなる可能性が高いことから、「同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」のは明白である。

このように、適切な理由をもって当該記述部分を非公開処分としており、異議申立人が不当な理由としているように、当該記述部分の非公開処分を禁止規定であるかのごとく解釈し、取り扱ったことはない。

イ ②に対する実施機関の考えについて

(ア) 「おそれ」の具体的かつ客観的な明示について

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の行為者や関与者が、刑罰を受けるケースも多く、事実確認を行うための任意で実施する調査に係る記録が情報公開されることになれば、報復として危害を受ける心配がある等の理由から調査対象者の協力を得られにくくなり、実施機関が指導・取締りの事務に必要な情報を入手できなくなるというおそれは大きく、これは具体的かつ客観的な支障である。

(イ) 「おそれ」の蓋然性について

まずは、前記（ア）にもある支障が容易に認められることがある。

次に、不法投棄等の不適正処理物にはコンクリートのがれきや木くず等の建設廃棄物が多いが、建設業界特有の下請重層構造により他の業界に比べて関係事業者数が多い等の理由から、違う事案であっても同じ人物が関係しているケースが多く、何度も調査対

象者となる人物が多いこともある。

さらに、当該倉庫に関しては、本件事案をはじめ、過去に保管されていた硫酸ピッチ（行政代執行により撤去済）も含めて、指導・取締りの事務は終わっておらず調査は継続すること等から、蓋然性は極めて高いものである。

ウ ③に対する実施機関の考えについて

「知る権利」については当然の権利であり、これに基づき「府の保有する情報は公開を原則」として条例が定められている。条例には個人情報を保護する観点や事務の公正かつ適切な執行を確保する観点等から「公開してはならない情報」及び「公開しないことができる情報」という規定が設けられており、この条例の規定及び答申の内容に基づき、「聴取した内容の記述」の部分を検討した結果、非公開処分が妥当であると判断したものである。

以上のとおり、異議申立人が本件処分の取消しの決定を求めている本件行政文書（非公開部分）は、条例第8条第1項第4号に該当する。したがって、本件決定において、非公開としたことは、妥当である。

4 その他の主張について

今回の異議申立書において、異議申立人は、先に情報公開請求により部分公開された「復命書（平成18年11月2日作成）」について、『硫酸ピッチ違法保管事件に関係したことを自ら認めて』や、『調査対象者がこれら一連の犯罪行為に加担した疑いが濃厚である』というように、『部分公開された僅かな箇所から』でも、調査対象者のことを推察することができたと主張している。そうだとすると、関係者であれば、なおさら容易に調査対象者のことを推察することができ、逆に、調査対象者も僅かに公開された部分だけでも関係者が判明してしまうことになれば、更に真実を明らかにしなくなる。

以上のとおり、本件調査だけでなく、今後も同様に実施する可能性のある聞き取り調査においては、如何にして調査対象者から真実を語ってもらうかが絶対条件であるので、その点も十分審査いただきたいと考える。

5 結論

以上のとおり、本件処分は、条例の非公開事由の要件に該当するものを非公開として処分したものであり、何らの違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書の公開について、条例は、その前文に、「府が保有する情報は、本来府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務を全うすることが求められる。」との精神を掲げている。この精神のもとに、「府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府

が自ら進んで情報の公開を推進することにより、「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与する」ことを規定している。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならないのである。

なお、条例第11条第1項では、条例第8条の規定に拘わらず、公開請求に係る行政文書に第8条第1項各号等に掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関は、当該行政文書の全部又は一部を公開しなければならないと規定している。

2 指定有害廃棄物の違法な保管等の防止に係る業務について

廃棄物処理法は、「人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの」（廃棄物処理法第16条の3）である指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分について、同条各号に規定する場合を除き、これを禁止しており、違反者には「5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」に課す旨の罰則が定められている（廃棄物処理法第25条）。

また、産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた場合で、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事が、処分を行った者等に支障の除去等の措置を講ずべきことを命じ（廃棄物処理法第19条の5）、又は、これがなされない場合等においては自ら措置を講ずる（廃棄物処理法第19条の8）ことができることとされている。

一方、都道府県知事又は市町村長には、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者等に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分等に関し、必要な報告を求める権限（廃棄物処理法第18条）、及び職員に事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場等に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させる権限が付与されている（廃棄物処理法第19条）。

本件事案で問題となっている硫酸ピッチは、不正軽油（軽油引取税を脱税するため、A重油と灯油を混和させて軽油として使用・販売するもの。）を密造する際に、A重油及び灯油に含まれている識別剤クマリンを除去する目的で、濃硫酸による処理を行う際に発生する、廃硫酸と廃炭化水素油との混合物である。著しい腐食性や有毒ガス発生など、健康又は生活環境に著しい被害を生ずるおそれがある性状を有する物質であることから、廃棄物処理法施行令第15条の規定により、廃棄物処理法第16条の3に規定する指定有害廃棄物に指定されており、平成

19年度までに全国で276件、69,457本（ドラム缶換算数）の不適正処理が発生するなど、大きな社会問題となっている。

このため、実施機関においては、住民からの通報やパトロールを通じて、硫酸ピッチ等の違法保管を把握した場合、現地や関係する事業場への立入検査、関係する事業者からの報告徴収、土地所有者、周辺住民、関係者からの任意の事情聴取などを通じて、事実の解明に努めており、その結果に基づいて、かかる行為を行った者や土地所有者に対する指導を行うとともに、必要に応じて、支障の除去等の命令や代執行、刑事告発等を行うこととしている。

また、土地の所有者等に対しては、循環条例で、当該土地における産業廃棄物の不適正な処理によって生活環境の保全上支障を生じさせないように努めることを責務として規定する（循環条例第24条）とともに、所有する土地において賃借人が産業廃棄物の不適正な処理を行っている場合には警告を行うなど必要な対策をとらなければならないことを規定している（循環条例第25条）。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が平成19年7月6日に実施した、本件調査対象者に対する立入検査の結果を記載した「立入検査結果（平成19年7月6日対応分）」である。この調査は、平成16年頃から岸和田市〇〇にある倉庫をはじめとする2箇所の倉庫に、硫酸ピッチ等の廃棄物を保管していた事案に関して、ドラム缶に入った溶剤等の搬入の経緯を確認するために実施したものである。

記録されている主な事項は、所在地、概要、対応日、対応者、相手方及び対応内容であり、このうち、対応内容としては、岸和田市〇〇所在の倉庫内にあるドラム缶に入った溶剤等について、本件調査対象者から聴取した内容が記載されている。

本件決定において公開しないこととされた部分である本件非公開部分は、「土地管理者の名称」、「聞き取り調査に係る対象者の氏名及び職業」及び「調査結果のうち、関係する個人の氏名及び事務所の名称並びに聴取した内容の記述」であるが、異議申立人は、異議申立書において、「土地管理者の名称」及び「聞き取り調査に係る対象者の氏名及び職業」が非公開とされたことについては、異議を申立てないとしている。

したがって、異議申立人が、本件異議申立てにおいて、公開を求めているのは、「調査結果のうち、聴取した内容の記述」（本件係争部分）のみである。

4 本件決定に係る具体的な判断及びその理由

本件係争部分に記載されている情報については、実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当すると主張し、異議申立人は、同号に該当しないと主張しているため、検討したところ、以下のとおりである。

(1) 条例第8条第1項第4号について

行政が行う事務事業に関する情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業の実施後で

あっても、公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものもある。

このような支障を防止するため、これらの情報は公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

同号は、

ア 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれら事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものが記録された行政文書を公開しないことができる旨定めている。

また、「事務の目的が達成できなくなる」とは、立入検査、交渉等事務の性質上、それらの情報を公開すれば、事務事業を実施しても期待どおりの結果が得られず、実施する意味を失う場合などといい、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが著しく困難となることなどをいうと解される。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるものと解すべきである。

(2) 本件係争部分に記録されている情報の条例第8条第1項第4号該当性について

本件行政文書は、実施機関が、廃棄物処理法に基づく指導取締業務の一環として行った調査の記録であることから、本件係争部分に記録された情報が、(1)アの要件に該当することは、明らかである。

次に、本件係争部分に記録されている情報が(1)イの要件に該当するかどうか検討するに、本件事案のような産業廃棄物の不適正保管事案は、住民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事案であり、違反行為に関する客観的な事実や違反行為者等に対する実施機関の指導や行政処分の内容等の情報は、可能な限り、公開されるべきものであるが、本件係争部分に記録されている情報は、本件事案への関与が疑われた本件調査対象者から、実施機関の職員が任意で事情聴取した内容そのものである。

このような任意の事情聴取は、実施機関において、廃棄物処理法違反が疑われる事案の解明を進める際に、一般的な手段として用いられているものであり、調査対象者が、自発的に事実を明らかにすることを期待して行われるものであるところ、本件係争部分に記録されている情報を公開すると、事案関係者から容易に本件調査対象者が特定され、今後、本件調査対象者が、調査に協力しなくなる、積極的に情報を提供しなくなるなど、本件事案の全貌解明のために必要な情報を得ることが困難となるおそれがあると同時に、同種の他の事案に係る調査においても、関係者から必要な情報を得ることが困難となるおそれがあると認められる。

また、聴取内容は、本件調査対象者が述べた内容を要約して記録したもので、必ずしも、実施機関において、客観的な事実として確認したものではない。他の関係者からの事情聴取の結果など他の資料と突き合わせながら、客観的な事実の解明を図る必要があるが、その際に当該

他の関係者があらかじめ本件係争部分に記録されている情報を知ることになると、故意に話を合わせ、又は虚偽の情報を提供するなど、正確な情報を得ることが困難となることも懸念されるところである。

なお、異議申立人は、「関係する個人の氏名及び事業所の名称」といった情報が公開されないのであれば、「おそれ」は、やはり具体的でも客観的でもなければ、あくまで確率的な可能性に過ぎない、法的保護に値する蓋然性を有しないと主張している。しかしながら、確かに、一般府民からは、調査対象者が容易に特定されるとは言えないものの、調査対象者にとっては、事案関係者から見て、自らが特定されるかどうか重要な意味を持つものであり、審査会において本件係争部分を見分し検討したところ、本件係争部分に記録されている情報を公開すると、事案関係者から見ると、調査対象者が容易に特定されると認められたところである。

以上のことから、本件係争部分に記録されている情報は、(1) イの要件にも該当すると認められ、条例第8条第1項第4号の規定に基づき、公開しないことができる。

(3) 実施機関の裁量に基づき公開すべきとの異議申立人の主張について

異議申立人は、本件係争部分に記録されている情報が、条例第8条第1項第4号に該当するとしても、非公開とする義務が課されているものではなく、実施機関の裁量によって公開することができるとして、本件調査に係る事案の公共性から、本件行政文書に記録されている情報は公開すべきであると主張するものと解されるので、検討する。

条例第8条は、第9条とともに行政文書公開制度における公開原則の例外を定めているが、第9条が「・・・行政文書を公開してはならない。」と規定し、該当する情報の公開を明確に禁止しているのに対し、「・・・行政文書を公開しないことができる。」とより緩やかな文言で規定しており、条例第8条第1項は、該当する情報について、実施機関の公開義務を解除するだけであり、進んで非公開義務を課すものではないと解されるところである。

また、本件事案のような産業廃棄物の不適正保管事案は、住民の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれのある社会問題であって、このような本件事案に関する情報を公開することに公益性があることは言うまでもないところである。

しかしながら、本件事案のような産業廃棄物の不適正保管事案について、事案の全貌を解明し、適切な指導や行政処分を行っていくことにも高い公益性がある。本件係争部分を公開すると、今後、本件事案の全貌解明のために必要な情報を得ることが困難となるおそれがあるとともに、同種の他の事案に係る調査においても、関係者から必要な情報を得ることが困難となるおそれがあると認められることは、上述したとおりであるから、この点についての異議申立人の主張は、採用することができない。

また、異議申立人は、条例第8条の非公開事由に該当する場合でも、公益上特に必要性が高い場合には、条例第8条の規定にかかわらず公開すべきとする、条例第11条第1項の規定に言及している。しかしながら、上述のとおり、本件事案のような産業廃棄物の不適正保管事案について、事案の全貌を解明し、適切な指導や行政処分を行っていくことにも高い公益性が認められることから、実施機関が同条項を適用しなかったことにつき、裁量権の行使に瑕疵があったと判断することはできない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 事案解明のための調査結果も公開が原則であるとの主張について

異議申立人は、事案解明のための調査について、かかる情報であることを理由に「一般的」

に公開しないという原則はなく、かかる「一般性」は実施機関の主張に過ぎず、広く社会に共有される認識ではないと主張する。

この点については、「知る権利」の保障を目指す条例は、府の保有する情報は公開を原則とし、事案解明のための調査に係る情報が含まれた行政文書であっても、その他の情報が含まれた行政文書の場合と同様、条例の規定に基づいて、例外的に非公開にするかどうかを判断することになるということは異議申立人の主張するとおりである。

しかし、本件事案の対象文書については、(3)で述べたとおり、本件係争部分について条例第8条第1項第4号に該当し、非公開とすることに理由があると認められる。

イ 実施機関の情報公開に対する対応について

異議申立人は、実施機関には、住民の知る権利よりも廃棄物処理法違反における事案関係者との信頼をより重視するとともに、排出事業者に責任を課する廃棄物処理法の規定にもかかわらず、被害者である土地所有者により負担を求める姿勢がみられ、こうした対応を正当化し、情報を独占しようとするため、他の地方公共団体と比較すると情報公開に消極的であると思われるとの主張をしている。

また、具体的な情報公開決定の事例についても、本件部分公開決定及び関連する別件の情報公開請求に係る決定事例との比較から、クリーニングの塩素系溶剤等の不適正処理に関する指導内容はある程度公開されているのに、より悪質な硫酸ピッチについて当初調査対象者からの聞き取り内容を非公開にするなど、情報公開の基準には、ダブルスタンダードが見られると主張している。

まず、これらの主張のうち、実施機関の姿勢については、当審査会において諮問に基づき、審議、答申すべき事項には含まれない。

次に実施機関の情報公開に対する基準については、当審議会あてに諮問されていない情報公開請求における決定内容については、ここで審議、答申すべき事項ではないが、本件異議申立てに係る本件係争部分及び答申第171号により実施機関の決定が妥当なものであることを確認した情報公開請求事案における非公開部分については、いずれも条例第8条第1項第4号に該当するものと認められる。

以上のことから、本件文書に記録されている情報について、条例第8条第1項第4号に該当し、公開しないこととした実施機関の決定は妥当であると認められる。

5 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立てには理由がなく、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議に関与した委員)

鈴木秀美、岩本洋子、大和正史、岡村周一